

○岐阜県スポーツ科学センター条例

平成二十八年十月十九日条例第四十八号

改正

平成二九年 七月一一日条例第二八号

平成三一年 三月二七日条例第五号

平成三一年 三月二七日条例第一二号

令和 八年 三月三〇日条例第二号

岐阜県スポーツ科学センター条例をここに公布する。

岐阜県スポーツ科学センター条例

(設置)

第一条 スポーツを行う県民等に対する科学的な支援その他スポーツに関する競技水準の向上に必要な支援を実施することにより、岐阜県のスポーツの振興に寄与するため、岐阜市に岐阜県スポーツ科学センター（以下「センター」という。）を設置する。

(分館)

第二条 センターに分館を置く。

2 分館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
御嶽濁河高地トレーニングセンター	下呂市

(使用の許可)

第三条 センター（附属施設設備等を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ知事（第十一条第三項の規定による指定があった場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）。以下この条から第六条まで及び第十条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- 一 センターの管理上支障があるとき。
- 二 センターを使用させることが適当でないと認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第五条 知事は、第三条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
- 三 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。
- 四 センターの管理上知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
- 五 詐欺その他不正な行為によりこの条例に基づく許可を受けたことが明らかになったとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

(特別設備)

第六条 使用者は、センターに特別の設備をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

- 2 第三条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(利用料金)

第七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項の規定により、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 利用料金は、別表第一及び別表第二に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。
- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を得なければならない。

(利用料金の納入等)

第八条 使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
- 3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。
- 4 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

(原状回復義務)

第九条 使用者は、センターの使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

らない。第五条の規定により使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(遵守義務)

第十条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、使用者が第三条第一項の許可を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りでない。

- 一 センターの施設、設備等を毀損し、又は汚損しないこと。
- 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- 四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
- 五 火気又は危険物を取り扱わないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

2 知事は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、センターから退去を命ずることができる。

(指定管理者の指定)

第十一条 法第二百四十四条の二第三項の規定により、センターの管理を知事が指定する法人その他の団体に行わせるものとする。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、センターの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添付した申請書を作成し、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適当な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- 一 県民がセンターを平等に利用するために必要な措置が講じられていること。
- 二 センターの管理に関する事業計画が、センターの適正な管理のために適切なものであること。
- 三 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。

4 第二項の規定による申請をした者が法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者である場合は、前項の規定による指定をしないものとする。

5 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第十二条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 センターの管理の業務又は経理の状況に関し、知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
- 二 前条第三項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- 三 第十四条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（第七条第一項に規定する利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時にセンターの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表第一及び別表第二に掲げる額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（業務の範囲）

第十三条 センターの管理に関し、指定管理者が行う業務の範囲は、第三条から第六条まで及び第十条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 センターの維持管理に関すること。
- 二 利用者への便宜の供与に関すること。
- 三 利用の促進に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。

（管理の基準）

第十四条 指定管理者が行うセンターの管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 営業及び休業については、次に掲げるとおりとすること。
 - イ 十二月二十九日から翌年の一月三日までを休業日とすること。ただし、御嶽濁河高地トレーニングセンターについては、十一月一日から翌年の三月三十一日までを休業日とすること。
 - ロ イに掲げるもののほか、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。
- 二 利用時間については、次に掲げるとおりとすること。
 - イ 午前九時から午後九時までを利用時間とすること。ただし、宿泊室及び会議室（宿泊のた

めに利用する場合に限る。)については、午後三時から翌日の午前十時まで（連続した宿泊をする場合における当該連続した宿泊の期間中の午前十時から午後三時までの利用時間を含む。）を利用時間とすること。

ロ イに掲げるもののほか、利用時間を変更するに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。

三 センターの管理に当たって必要があると認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、センターの利用を制限すること。

四 センターの管理に従事している者又は従事していた者が、当該管理に関して知ることのできた個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要な措置を講ずること。

（事業計画書の提出等）

第十五条 指定管理者は、毎事業年度、センターの管理に関する事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（管理の休廃止）

第十六条 指定管理者は、やむを得ない理由によりセンターの管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

（公示）

第十七条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第十一条第三項の規定による指定をしたとき。

二 第十一条第五項の規定による届出があったとき。

三 第十二条第一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条の承認をしたとき。

（過料）

第十八条 第五条の規定による停止の命令又は第十条第二項の規定による退去の命令に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

（委任）

第十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第十一条第三項の規定による指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(処分等に係る経過措置)

- 3 この条例による改正前の岐阜県長良川スポーツプラザ条例（平成五年岐阜県条例第十五号。以下「旧条例」という。）第十二条第三項の規定によりされた岐阜県長良川スポーツプラザ（宿泊施設に関する業務及びスポーツ科学センターの維持管理に関する業務を除く。）に係る指定管理者の指定は、第十一条第三項の規定によりされた岐阜県スポーツ科学センター（御嶽濁河高地トレーニングセンターに関する業務を除く。）に係る指定管理者の指定とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定に基づきスポーツ科学センターに関し知事（旧条例第十二条第三項の規定による指定を受けた者を含む。）がした処分その他の行為は、この条例の規定に基づき知事（前項の規定によりみなされる指定管理者の指定を受けた者を含む。）がした処分その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行前に旧条例の規定に基づきスポーツ科学センターに関し知事（旧条例第十二条第三項の規定による指定を受けた者を含む。）に対してなされた申請その他の行為は、この条例の規定に基づき知事（附則第三項の規定によりみなされる指定管理者の指定を受けた者を含む。）に対してなされたものとみなす。

(岐阜県長良川スポーツプラザ条例の一部改正)

- 6 岐阜県長良川スポーツプラザ条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成二十九年七月十一日条例第二十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十七日条例第五号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(公の施設の使用料等の額の改定に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて岐阜県長良川スポーツプラザ条例、岐阜県川辺漕（そう）艇場条例、岐阜県スポーツ科学センター条例、南飛騨健康

増進センター条例及びソフトピアジャパンセンター条例に規定する宿泊施設に宿泊をする者の当該宿泊に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

(調整規定)

- 5 施行日が岐阜県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例（平成三十一年岐阜県条例第十二号）の施行の日前である場合は、第七条のうち別表第二宿泊室の部洋室Bの項の改正規定中「洋室B」とあるのは、「特別室」とする。

附 則（平成三十一年三月二十七日条例第十二号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して七月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（令和元年八月規則第四十号で、同元年九月十日から施行）

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）が平成三十一年十月一日前である場合は、施行日から同年九月三十日までの間における改正後の別表第二宿泊室の部洋室Aの項の規定の適用については、同項中「一〇、六九〇」とあるのは、「一〇、五〇〇」とする。
- 3 前項の場合において、平成三十一年九月三十日から同年十月一日にかけて洋室Aに宿泊をする者の当該宿泊に係る利用料金は、一万五百円の範囲内で指定管理者が定める額とする。

附 則（令和八年三月三十日条例第二号）

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて南飛驒健康増進センター条例、ソフトピアジャパンセンター条例、岐阜県長良川スポーツプラザ条例、岐阜県川辺漕(そう)艇場条例及び岐阜県スポーツ科学センター条例に規定する宿泊施設に宿泊をする者の当該宿泊に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

別表第一（第七条、第十二条関係）

区分			金額（円）
体力測定	安全検査	学生	一人一回につき九六〇
		一般	一人一回につき二、八八〇
	形態計測	学生	一人一回につき二四〇
		一般	一人一回につき七五〇
	全身持久力測定	学生	一人一回につき二、一七〇

		一般	一人一回につき六、五二〇
	筋持久力測定	学生	一人一回につき三五〇
		一般	一人一回につき一、〇四〇
	筋力測定	学生	一人一回につき三九〇
		一般	一人一回につき一、一六〇
	パワー測定	学生	一人一回につき一六〇
		一般	一人一回につき五一〇
	敏しょう性測定	学生	一人一回につき七〇
一般		一人一回につき二三〇	
動作分析	フォーム撮影	学生	一人一回につき九二〇
		一般	一人一回につき二、七七〇
	映像解析	学生	一人一回につき二、四六〇
		一般	一人一回につき七、三九〇
	地面反力測定	学生	一人一回につき六七〇
		一般	一人一回につき二、〇一〇
	筋電図測定	学生	一人一回につき一、〇四〇
		一般	一人一回につき三、一一〇
	足圧分布測定	学生	一人一回につき一、一一〇
		一般	一人一回につき三、三五〇
	速度測定	学生	一人一回につき二九〇
		一般	一人一回につき八五〇
	関節角度測定	学生	一人一回につき二九〇
		一般	一人一回につき八五〇
回復支援（酸素カプセル）		学生	一人一回につき三六〇
		一般	一人一回につき一、〇九〇
体力トレーニング グ	測定時指導	学生	一人一回につき三五〇
		一般	一人一回につき一、〇四〇
	個人指導	学生	一人一回につき五一〇
		一般	一人一回につき一、五五〇

	集団指導	学生	一団体一回につき三、一六〇
		一般	一団体一回につき九、五三〇
備考			
一 学生とは、大学生以下の者及びこれに準ずる者をいう。			
二 一般とは、学生以外の者をいう。			

別表第二（第七条、第十二条関係）

区分			金額（円）
体育館	県内の高校生以下の者		一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）につき六九〇
	その他の者		一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）につき一、一六〇
トレーニング室	県内の高校生以下の者		一人一回二時間（二時間に満たない時間は、二時間とする。）につき一、〇〇〇
	その他の者		一人一回二時間（二時間に満たない時間は、二時間とする。）につき一、九三〇
低酸素ルーム			一人一回一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）につき二、八六〇
宿泊室	洋室 A		一人一泊につき一一、七六〇
	洋室 B		一人一泊につき一〇、八七〇
	和室	県内の高校生以下の者	一人一泊につき二、七五〇
		その他の者	一人一泊につき五、四九〇
附属施設設備等			知事が定める額

備考			
一 県内の高校生とは、県内の高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の生徒及びこれに準ずる者をいう。			
二 一泊とは、午後三時から翌日の午前十時まで（連続した宿泊をする場合における当該連続した宿泊の期間中の午前十時から午後三時までの利用時間を含む。）の宿泊をいう。			
三 会議室を宿泊のために利用する場合の額は、宿泊室（和室）の区分に掲げる額とする。			